

# 長野県文化財保護審議会への諮問について

文化財・生涯学習課

下記の文化財について、長野県宝に指定したいので、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第3項の規定により、長野県文化財保護審議会に諮問する。

記

## 長野県宝に指定する文化財

名称（所在地）	員数	所有者	概要及び指定理由
やま かみいせき しゅつどひん 山の神遺跡出土品 （大町市）	45 点	大町市	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 大町市常盤の扇状地に広がる「山の神遺跡」から出土した縄文時代早期（約 9,000 年前）の土器 4 点及び石器 41 点で、学術的に価値の高い資料。</li><li>○ 土器は、楕円や山形の文様、異なる文様を併用した押型文土器 3 点と、器の形が同じ縄文土器 1 点で、いずれも破片資料ではなく器の形が分かる。長野県北部域の押型文土器の特徴を知ることができる貴重な資料。</li><li>○ 石器（<small>いけいぶぶんませいせつき</small>異形部分磨製石器）は、形は石鏃（<small>せきぞく</small>石の矢じり）に似るが先端は丸みをもつ。形状は統一的で、石材の色調が類似し、長さ 6 cm を超える大型の一群と、2 cm から 4 cm 程度の小型の一群で構成される。表面は摩耗して光沢を帯びることもある。コの字状に石が配置された特殊な遺構の周辺から多量に出土した希少な例で、当県の縄文文化の一端を知ることができる貴重な資料。</li></ul>

諮問物件 山の神遺跡出土品 (1) 押型文土器 3点・縄文土器 1点

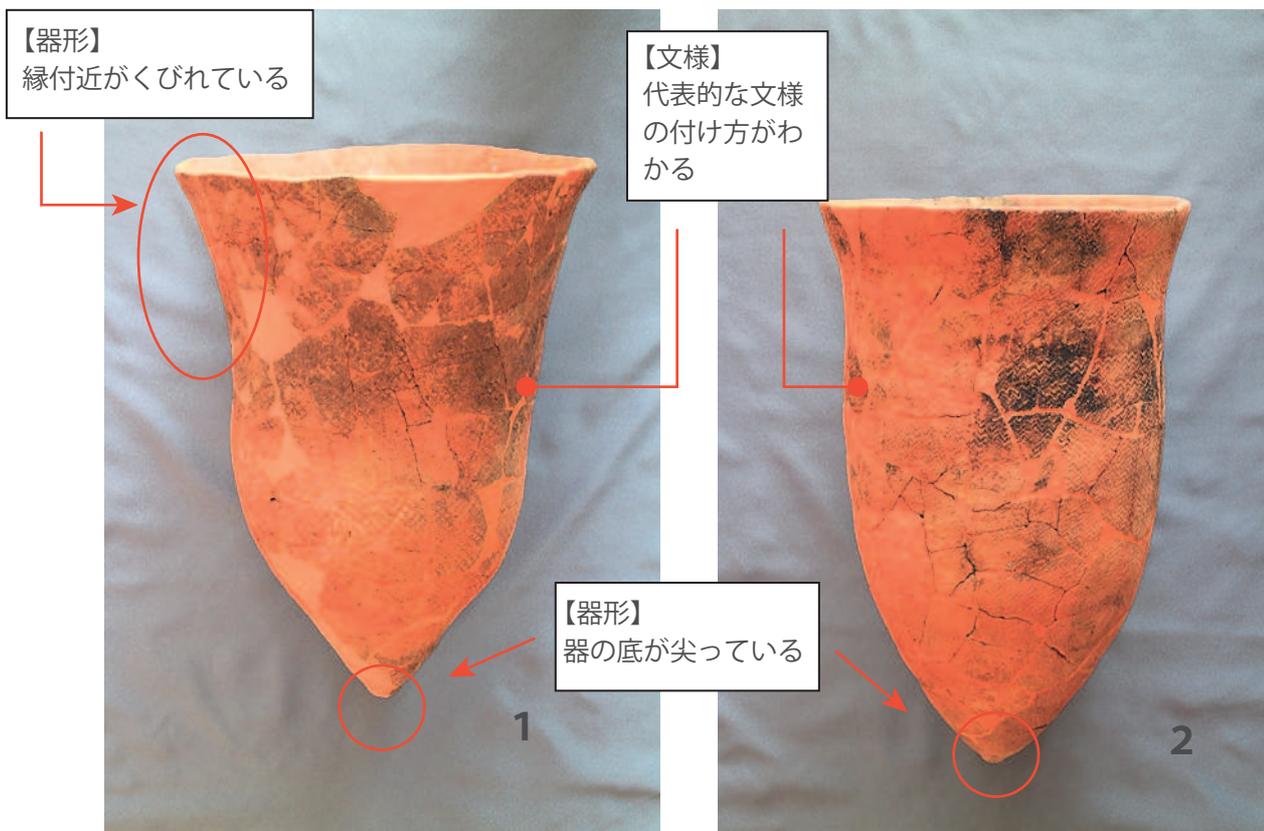


写真1 押型文土器 (楕円文)

写真2 押型文土器 (山形文)



写真3 押型文土器 (異なる文様を併用)



写真4 縄文土器

諮問物件 山の神遺跡出土品 (2) 異形部分磨製石器 41 点 (通称「トロトロ石器」)

矢じり状だが先端が尖っておらず丸く、  
狩猟具などの利器とは考えにくい

形状と色が統一的で、特定の石材を使用



写真 5 異形部分磨製石器



【位置図】 山の神遺跡出土品（大町市）

